

別添3 食肉等流通事業者資金融通円滑化事業

第1 事業の内容

事業実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。

1 食肉流通経営維持資金融通事業

養豚業再生計画に位置付けられたCSF発生地域のと畜場併設食肉処理施設を管理・運営する事業者及び食肉流通事業者等（以下「食肉処理・流通事業者等」という。）に対し、経営維持に必要な資金（以下「経営維持資金」という。）を理事長が定める貸付条件等により融通する融資機関への利子補給

2 食肉流通資金融通円滑化支援事業

1の事業による経営維持資金の融資に対して信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）が保証する場合に、当該信用保証について被保証者が負担する信用保証料の一部を支援するため、食肉流通資金融通円滑化交付金（以下「円滑化交付金」という。）の融資機関への交付

第2 食肉流通経営維持資金融通事業

1 事業の実施要件等

(1) 経営維持資金融通対象者

CSFの発生地域内の豚の処分等により、経済的影響を受けた食肉処理・流通事業者等であって、次に掲げるア又はイのいずれかを満たす経営者（以下「融通対象者」という。）とする。

ア 2の(1)の経営維持計画作成時における直近1か月間（直近1か月間に出荷がなかった場合は直近）の売上高が、原則として、前年から過去5年間の同月（直近1か月間に出荷がなかった場合は同時期）の平均売上高と比較して、おおむね2割以上低下していること。

イ CSFの発生等から直近1か月までの売上高が、原則として、前年から過去5年間の同期の平均売上高と比較して、おおむね2割以上低下していること。

(2) 資金の使途

経営維持資金の使途は、次に掲げる経営維持に必要な直接的経費とし、既往負債の借換えを除くものとする。

ア 雇用労働費

イ 水道光熱費

- ウ 経営に要する施設又は設備の賃借料
- エ 経営に要する資材費
- オ 経営に要する器具及び消耗品等購入費
- カ その他の経営維持に必要な経費

(3) 融通実施年度

経営維持資金の融通実施年度は令和元年度から令和2年度までとする。ただし、と畜場併設食肉処理施設の稼働率がCSF発生以前の水準に回復した場合、又は、養豚業再生計画に基づき都道府県の出荷農場の経営再開が完了した場合には、都道府県の判断により年度の途中で終了するものとする。

(4) 融資機関

経営維持資金を融通できる融資機関は次の金融機関とする。

- ア 農業協同組合
- イ 農業協同組合連合会
- ウ 農林中央金庫
- エ 商工組合中央金庫
- オ 銀行
- カ 信用金庫
- キ 信用協同組合

(5) 貸付条件

ア 貸付限度額

貸付限度額は、次に掲げる額を上限とし、2の(4)により都道府県知事の承認を受けた経営維持計画に定める借入計画額とする。

(ア) 個人経営 7,000万円

(イ) 法人経営 2億8,000万円

イ 償還期限等は、7年(うち据置期間3年)以内とする。

ウ 償還方法は、元金均等償還とする。

エ 貸付利率

貸付利率は、「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)第3の2の(3)の基準金利(以下「基準金利」という。)に基づき、以下の算出方法により、事業実施主体が別に定める利率以内によるものとする。

これを、変更する場合も同様とする。

貸付利率：基準金利×1／2

オ 利子補給率等

利子補給率については、貸付利率以内とし、利子補給金の交付額は、融資機関の貸付平均残高にそれぞれ当該率を乗じて得た額に相当する額とする。

カ 債権保全措置

経営維持資金の融通に当たっては、可能な限り、信用補完制度の活用等による債権保全措置を講ずるよう努めるものとする。

2 経営維持計画の作成等

- (1) 資金の借入れを希望する者（以下「借入希望者」という。）は、経営維持を図るため、別紙様式第1号の経営維持計画（以下「経営維持計画」という。）を作成し、融資機関に提出するものとする。
- (2) 融資機関は、借入希望者から経営維持計画が提出されたときは、当該計画の内容を検討の上、当該計画に係る資金の効果等の意見を付して、別紙様式第2号の食肉流通経営維持資金融通事業に係る経営維持計画承認申請書（以下「承認申請書」という。）を経営維持計画に添えて都道府県知事に提出するものとする。
- (3) 都道府県知事は、融資機関から経営維持計画及び承認申請書が提出されたときは、(2)により融資機関から提出された意見書の内容を十分考慮してこれらを審査するものとする。
- (4) 都道府県知事は、(3)の審査の結果、妥当と認められる場合は、承認を行うものとする。
- (5) 都道府県知事は、承認した場合は、その旨を融資機関に速やかに通知するとともに、事業実施主体の長に報告するものとする。

3 資金の融通の実施

- (1) 融資機関は、2の(5)の通知を受けた場合は、承認を受けた経営維持計画に係る借入希望者に対して経営維持資金を融通するものとする。
- (2) 融資機関は、経営維持資金の貸付実行に際し、遅滞なく都道府県知事の確認を受け、事業実施主体の長に借入者、貸付額、貸付利率、償還予定日及び利子補給金の予定額等を速やかに通知するものとする。事業実施主体の長は、各四半期の末日現在においてこの通知を取りまとめて、速やかに理事長に報告するものとする。

4 経営維持計画の変更

- (1) 借入者は、2の(5)のウの承認を受けた経営維持計画について変更し

ようとする場合は、予め、当該経営維持計画を変更し、融資機関を通じて都道府県知事の承認を受けるものとする。ただし、次の事項に該当する以外の軽微な変更を行う場合は、この限りではない。

ア 第2の1の(5)のイに規定する範囲内での償還期限又は据置期間の変更

イ ア以外の利子補給金交付予定額の増加を伴う変更

- (2) 融資機関は、(1)により経営維持計画が提出されたときは、2の(2)の手続きに準じて、別紙様式第3号の食肉流通経営維持資金融通事業に係る経営維持計画変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）に当該経営維持計画を添えて都道府県知事に提出するものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)により経営改善計画及び変更承認申請書の提出を受けた場合は、3の(3)及び(4)に規定する手続きに準じて承認を行うものとする。
- (4) 都道府県知事等は、(3)の承認を行ったときは、事業実施主体に報告するものとする。

5 経営維持計画の承認の取消し

- (1) 都道府県知事は、次に掲げる場合には、2の(4)の承認を受けた経営維持計画につき、承認を取り消すものとする。

ア 経営維持計画の履行が困難となったと認められる場合

イ 経営維持計画の承認取消しの申請があった場合

ウ 経営維持計画の承認後に不実記載が認められる場合

- (2) 都道府県知事は、(1)により承認を取り消した場合は、その旨を融資機関に速やかに通知するとともに、事業実施主体に報告するものとする。

6 利子補給金の交付

- (1) 経営維持資金を貸し付けた融資機関は、事業実施主体に利子補給金の交付の請求を行うものとし、事業実施主体は、当該融資機関に対し、1の(5)のオにより算定した額に相当する額を交付するものとする。
- (2) 5の(1)により経営維持計画の承認が取消しとなった場合又は借入者が経営を中止した場合には、事業実施主体は、これ以降、融資機関に対し、当該借入者への貸付に係る利子補給を行わないものとする。

7 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度から事業実施主体による経営維持資金の利子補給の業務が終了するまでとする。

第3 食肉流通資金融資円滑化支援事業

1 事業の実施要件等

(1) 対象資金

融資機関が第2の事業により融通した経営維持資金のうち、月1回償還の長期借入資金とする。

(2) 信用保証料支援対象者

信用保証料支援対象者は、信用保証協会の保証を受けて(1)の資金の融通を受けようとする又は受けた食肉処理・流通事業者等であって、次のア及びイを満たす者であることとする。

ア 現に簿記記帳を行い、又は行うことが確実と見込まれること。

イ 今後とも長期に経営継続(後継者が継続する場合を含む。)するとともに、事業に取り組む意欲を有していること。

2 円滑化交付金の交付額

円滑化交付金の交付額は、信用保証協会が算定した信用保証料率を用いて算出した信用保証料と信用保証料率を0.8パーセントとして算出した信用保証料との差額を上限とする。

なお、信用保証協会が算定した信用保証料率が0.8パーセント以下であった場合は、交付対象外とする。

3 円滑化交付金の交付に係る手続き

(1) 円滑化交付金の交付を希望する者(以下「交付希望者」という。)

は、信用保証委託申込書に第2の事業における経営維持計画(第2の2の(4)による都道府県知事の承認を受けたもの)に限る。以下同じ。)を添付して融資機関に提出するものとする。

(2) 融資機関は、交付希望者から(1)の提出を受けた場合は、交付希望者が1の(2)の要件に該当する者であることを確認するものとする。

(3) 融資機関は、経営維持計画及び信用保証委託申込書を提出した信用保証協会から発行された信用保証書に、交付希望者が1の(2)の要件に該当する者であることを確認した旨を付して、事業実施主体に別紙様式第4号の食肉流通資金融資円滑化支援事業に係る食肉流通資金融通円滑化交付金交付申請書(以下「円滑化交付金交付申請書」という。)を提出するものとする。

(4) 事業実施主体は、融資機関から円滑化交付金交付申請書が提出された場合には、あらかじめ都道府県知事に協議した上で、円滑化交付金の交付を決定することとする。

(5) 事業実施主体は、(4)の決定を行ったときは、速やかに融資機関に通知するものとし、通知を受けた融資機関は、速やかに交付希望者に通

知するものとする。

- (6) 融資機関は、(5) の通知を受けた後、信用保証協会に対して信用保証書に基づく交付希望者の信用保証料を支払うとともに、交付希望者に対して経営維持計画に基づく経営維持資金の貸付けを行うものとする。

なお、融資機関は当該貸付けに際しては、貸付決定額から保証料額を控除して融通するものとし、控除する保証料額は円滑化交付金受領予定額を差し引いた額とする。

4 円滑化交付金の交付

- (1) 融資機関は、信用保証協会に交付希望者の信用保証料を支払った場合はその日から起算して2か月以内に、別紙様式第5号の食肉流通資金融資円滑化支援事業に係る食肉流通資金融通円滑化交付金請求書により、3の(3)の円滑化交付金交付決定額の範囲内で円滑化交付金の交付を事業実施主体に請求することができるものとする。

- (2) 事業実施主体は、(1)の請求があった場合に、融資機関に対し、当該円滑化交付金の交付を行うものとする。

- (3) 事業実施主体は、信用保証料支援対象者に正当な理由がなく次に掲げる事由のいずれかに該当するに至った場合には、事業実施主体が定めるところにより、以後融資機関に対して円滑化交付金の交付を行わないものとする。

ア 申込書等に虚偽その他不実の記載があったとき

イ 1の(1)の対象資金の要件を満たさなくなったとき

ウ 1の(2)の信用保証料支援対象者の要件を満たさなくなったとき

5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度から令和2年度までとする。

第4 事業の実施

1 実施要領の作成

事業実施主体は、この事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、理事長に提出し承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

この場合、事業実施主体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託

先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、理事長に報告するものとする。

第5 事業の推進指導等

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体、融資機関との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底を図るとともに、融資機関、融通対象者等に対する指導及び監督を行うものとする。

第6 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表1に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第7 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第6号の地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（食肉等流通事業者資金融通円滑化事業）補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を作成の上、理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第7号の地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（食肉等流通事業者資金融通円滑化事業）補助金交付変更承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払を行うことができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式

第8号の地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（食肉等流通事業者資金融通円滑化事業）補助金概算払請求書を作成の上、理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

融資機関は、毎年度終了後遅滞なく、都道府県知事及び事業実施主体の長に対し当該年度に実施した経営維持資金に係る融資及び償還実績を報告するものとする。

事業実施主体は、提出された融資及び償還実績を取りまとめの上、自ら作成する事業の実績とともに、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第9号の地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（食肉等流通事業者資金融通円滑化事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成の上、理事長に提出するものとする。

第8 補助金の返還等

1 利子補給金の返還等

事業実施主体が、融資機関に対し利子補給金を交付した後、その交付した利子補給金の全部又は一部が適当でないと認められる場合は、機構と協議の上、次により措置するものとする。

- (1) 事業実施主体は、当該融資機関から事情を徴するとともに、適当でないと認められた利子補給金の全部又は一部に別表2に定める利息相当額を加算して得た額（以下「返還金」という。）を別表3に定める期限内に当該融資機関に納付させる。
- (2) 事業実施主体は、(1)の期限内に返還金が納付されない場合は、当該返還金のほか、(1)の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ当該返還金に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を当該融資機関から徴する。
- (3) 事業実施主体は、返還金及び(2)の延滞金の受領後、速やかに機構に当該返還金及び(2)の延滞金を納付するものとする。

2 円滑化交付金の返還等

- (1) 事業実施主体が、融資機関に対し円滑化交付金を交付した後、次に掲げるア又はイの事項に該当する場合は、機構と協議の上、以下(2)から(4)までにより措置するものとする。

ア その交付が適当でないと認められる場合

イ 信用保証協会から信用保証料の一部が返戻された場合

- (2) 事業実施主体は、(1) のアに該当する場合にあつては、当該融資機関から事情を徴するとともに、適当でない認められた円滑化交付金に別表2に定める利息相当額を加算して得た額(以下「交付返還金」という。)、(1) のイに該当する場合にあつては、返戻額のうち補助金に相当する額(以下「交付返戻金」という。)を、別表3に定める期限内に当該融資機関に納付させる。
- (3) 事業実施主体は、(2) の期限内に交付返還金又は交付返戻金(以下「交付返還金等」という。)が納付されない場合は、当該交付返還金等のほか、(2) の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ当該交付返還金等に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を当該融資機関から徴する。
- (4) 事業実施主体は、交付返還金等及び(3) の延滞金の受領後、速やかに機構に当該交付返還金等及び延滞金を納付するものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

1 交付申請書提出時の取扱い

事業実施主体は、交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第10号の地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業(食肉等流通事

業者資金融通円滑化事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第10 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し、調査し又は報告を求めることができるものとする。
- 3 事業実施主体は、対象融資機関に対し、事業実施及び実績について調査し又は報告を求めることができるものとする。

別表 1 (第 6 の関係)

事業名	補助対象経費	補助率
1 食肉等流通事業者資金融通円滑化事業		
(1) 食肉流通経営維持資金融通事業	融資機関に対する利子補給に要する経費	定額
(2) 食肉流通資金融通円滑化支援事業	融資機関に対する円滑化交付金の交付に要する経費	定額
2 推進指導事業	事業実施主体が 1 の事業の円滑な実施を図るために行う事業の推進、指導及び調査等の取組に対し要する経費	定額

別表 2 (第 8 の 1 及び 2 の関係)

利息相当額
<p>利息相当額は、次に掲げる式により算出するものとする。</p> $\text{利息相当額} = a \times 7.5\% \times \frac{b}{365}$ <p>a : 適当でないと認められた利子補給金又は円滑化交付金の全部又は一部 b : 利子補給金又は円滑化交付金が融資機関に交付された日から第 8 の 1 の返還金及び 2 の交付返還金が事業実施主体に納付されるまでの日数</p>

別表 3 (第 8 の 1 及び 2 の関係)

納付期限
<p>納付期限は、第 8 の 1 及び 2 の (1) に該当するものとして事業実施主体が融資機関に返還金及び交付返還金等の納付を文書をもって通知した日から起算して 40 日目とする。</p>

経営維持計画

年 月 日

御中

(金融機関名)

1 借入希望者の概要

所在地	〒		
電話番号	() - -		
法人名 代表者名	法人名 (注：個人の場合は氏名)	代表者名	印
設立年月 日	年 月 日 (注：個人の場合は生年月日)		
業種区分	1 食肉処理業 2 食肉卸売業 3 化製業 4 その他 () (注) 該当するものに○をすること。		
資本金	千円	常時従業員数	人

2 資金借入内容

借入計画額	千円	借入希望日	年 月 日
借入希望期間			
融資機関名			
償還方法	元金均等償還	元金の返済開始日	年 月 日

3 前年度の取引の実績

仕入額	売上額
円	円

(2) C S Fの発生等から直近1か月と過去5年間同期の比較の場合

ア C S Fの発生等から直近1か月

C S Fの発生等から直近 1か月に該当する月	売上高
年 月～ 月	千円①

イ 過去5年間同期の平均

該 当 同 期		売上高
1年前	年 月～ 月	千円
2年前	年 月～ 月	千円
3年前	年 月～ 月	千円
4年前	年 月～ 月	千円
5年前	年 月～ 月	千円
平 均		千円②

ウ 売上高の比較

C S Fの発生等から直近1か月までと過去5年間同期の平均との比較 (①/②)	%
---	---

別紙 1

経営収支計画

1 C S Fの発生等により影響を受けることが見込まれる期間

年 月 ～ 年 月

(注)「影響を受けることが見込まれる期間」は、C S Fの発生や早期出荷対策の実施による豚の飼養頭数及び肉豚の出荷頭数減少により、食肉処理・流通事業者等が通常の入収入を得ることが困難な期間をいう。

2 資金所要額等計画書

(単位：千円)

項 目		前年度実績 (年月期)	本年度計画		次年度以降計画			備 考 (算出根拠等)
			当初	変更後	年	年	年	
売 上 高	畜産部門							
	その他部門							
	計 (1)							
売 上 原 価	期首棚卸高 (2)							
	当期製造原価 (3)							
	うち雇用労働費							
	うち水道光熱費							
	うち賃借料							
	うち資材費							
	うち器具、消耗品費							
	うちその他							
	うち減価償却費 (4)							
	期中振替額 (5)							
期末棚卸高 (6)								
計 (7)=(2)+(3)-(5)-(6)								
売上利益 (8)=(1)-(7)								
販売費及び一般管理費 (9)								
	うち役員報酬							

項 目	前年度実績 (年月期)	本年度計画		次年度以降計画			備 考 (算出根拠等)
		当初	変更後	年	年	年	
事業利益 (10)=(8)-(9)							
事業外収入 (11)							
うち国の奨励金							
事業外費用 (12)							
経常利益 (13)=(10)+(11)-(12)							
資産処分・預貯金充当 (14)							
償還財源 (15)=(13)+(14)							
修正償還財源 (16)							

- (注) 1 法人決算書の損益計算書より転記すること。
2 修正償還財源は、(1)-(3)+(4)-(9)+(11)-(12)+(14)で算出した額を記入すること。
3 前年度実績の内容を証する書類等を添付すること。
4 次年度以降計画については3年度分記載する。ただし、3年度までに償還財源の確保が困難な場合は、償還財源が確保できる年度まで記載すること。

別紙 2

借入金の状況及び償還計画

(単位：千円)

借入金の種類 (金融機関)	年 月末残高	利率 (%)	次年度以降の償還計画		
			1年目	2年目	3年目
長期					
短期			/		
計①					
償還財源②					
償還財源と償還元金との差額 ②-①					

- (注) 1 償還財源欄は、経営収支計画の(16)の額を記入すること。
 2 借入金の種類を証する資料等を添付すること。
 3 借入者の有する負債を漏れなく記載すること。
 4 償還元金については3年目まで記載する。ただし、3年目までに償還財源の確保が困難な場合は、償還財源が確保できる年まで記載すること。

別紙様式第 2 号

食肉流通経営維持資金融通事業に係る経営維持計画承認申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
融資機関名
代表者氏名 印

地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業実施要綱別添 3 の第 2 の 2 の (1) の規定に基づき、借入希望者から経営維持計画の提出があったので、同第 2 の 2 の (2) の規定により当該経営維持計画に係る資金の効果等の意見を付して提出します。

別紙様式第3号

食肉流通経営維持資金融通事業に係る経営維持計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事

殿

住 所
融資機関名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け第 号により承認を受けた経営維持計画について別添のとおり変更したいので、地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業実施要綱別添3の第2の4の(2)の規定に基づき、当該経営維持計画に係る資金の効果等の意見を付して提出します。

(注) 添付する経営維持計画は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで記載すること。

別紙様式第4号

食肉流通資金融通円滑化支援事業に係る食肉流通資金融通円滑化交付金交付申請書

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 殿

住 所
融資機関名
代表者氏名 印

地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業実施要綱別添3の第3の3の(1)の規定に基づき、交付希望者から食肉流通資金融通円滑化交付金の交付を希望する旨の申出があったので、下記のとおり、申請します。

記

1 円滑化交付金交付申請の概要

交付希望者名	貸付金額 (うち債務保証引受額) (千円)	償還期間 (うち据置期間) (月)	保証料率 (%)	保証料額 (円) ①	保証料率 0.8%の保証料額 (円) ②	円滑化交付金交付希望額 (円) ①-②
	()	()				
	()	()				
計						

- (注) 1 保証料率欄は、信用保証協会が定める保証料率とする。
2 保証料(①)欄は、信用保証協会から請求があった保証料額とする。
3 保証料率0.8%の保証料額(②)欄については、以下の算定式により計算した額を記入する。

$$\text{保証料} = (\text{貸付金額} \times 0.8\% \times \text{据置月数} / 12 \text{か月}) + \{ (\text{貸付金額} \times 0.8\% \times \text{返済回数別係数} (\text{※}) \times (\text{償還月数} - \text{据置月数}) /$$

1 2 か月)} (円未満切捨)

※返済回数別係数は、返済回数（返済期間）別に以下の係数を入れる。

1 3 ～ 2 4 回（1 3 ～ 2 4 か月）：0.60

2 5 回以上（2 5 か月以上～8 4 か月）：0.55

2 添付書類

- (1) 経営維持計画
- (2) 信用保証書の写し
- (3) 交付希望者が信用保証料支援対象者の要件に合致することを確認したことを証する書面
- (4) その他必要な書類

別紙様式第5号

食肉流通資金融通円滑化支援事業に係る食肉流通資金融通円滑化交付金請求書

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 殿

住 所
融資機関名
代表者氏名 印

地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業実施要綱別添3の第3の4の(1)の規定に基づき、下記のとおり食肉流通資金融通円滑化交付金を請求します。

記

1 請求額 円

2 請求額の内訳

交付希望者名	貸付決定額 (千円) ①	保証料額 (円) ②	円滑化交付金交付決定額 (円) ③	交付希望者への貸付実行額 (円) ④	請求額 (円) ⑤
計					

- (注) 1 貸付決定額(①)欄は、経営維持計画に基づき貸付決定した額とする。
 2 保証料額(②)欄は、信用保証協会から請求があった保証料額とする。
 3 円滑化交付金交付決定額(③)欄は、別紙様式第3号による円滑化交付金交付申請において交付決定を受けた額とする。
 4 交付希望者への貸付実行額(④)欄は、貸付実行の際に貸付決定額から保証料額を控除して交付希望者に実際に支払った額とする。
 5 請求額(⑤)欄は、{保証料額②－(貸付決定額①－交付希望者への貸付実行額④)}で算定した額と円滑化交付金交付決定額③のいずれか少ない額とする。

3 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店
- (2) 預金の種類
- (3) 口座番号○○○○
- (4) 口座名義○○○○

別紙様式第6号

令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（食肉等流通事業者
資金融通円滑化事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度において、地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（食肉等流通事業者資金融通円滑化事業）を実施したいので、地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業実施要綱別添3の第7の1の規定に基づき、補助金
円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙「食肉等流通事業者資金融通円滑化事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

総括表
円)

(単位 :

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 食肉流通経営維持資 金融通事業				
2 食肉流通資金融通円 滑化支援事業				
3 推進指導事業				
計				

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
 (2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
 (2) 直近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙

食肉等流通事業者資金融通円滑化事業実施計画

1 食肉流通経営維持資金融通事業

融資機関名	貸付対象者数 (件)	貸付残高 (千円)			利子補給 額 (円)	利子補給 累計額 (円)
		期首 (A)	償還 (B)	期末 (A - B)		
計						

2 食肉流通資金融通円滑化支援事業

融資機関名	交付対象者数 (件)	事業費 (円)	積算基礎	備考
計				

3 推進指導事業

区分	事業費 (円)	積算基礎	備考
計			

(注) 委託して事業を実施する場合は、内容の欄にその旨及び委託先を記載すること。

別紙様式第7号

令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（食肉等流通事業者
資金融通円滑化事業）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった令
和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（食肉等流通事業者資
金融通円滑化事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認され
たく、地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業実施要綱別添3の第7の2の
規定に基づき、申請します。

記

（注）交付変更に係る様式は、別紙様式第5号の補助金交付申請書の記の様式
に準ずるものとする。この場合において「事業の目的」とあるのは「変更の
理由」と書き換えること。

別紙様式第8号

令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（食肉等流通事業者
資金融通円滑化事業）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（食肉等流通事業者資金融通円滑化事業）の実施について、下記のとおり金 円を概算払により支払われたく、地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業実施要綱別添3の第7の3の（2）の規定に基づき、請求します。

記

1 概算払請求額 (単位：円、%)

区分	交付決定額		事業費遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払受領額 ④	今回概算払請求額 ⑤	令和年月日まで予定出来高 (④+⑤) / ②)	残額 ②-④ -⑤
	事業費 ①	機構補助金 ②	事業費 ③	機構補助金	事業費出来高 ③/①				
計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算必要額の積算根拠、月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店
- (2) 預金の種類
- (3) 口座番号○○○○
- (4) 口座名義○○○○

別紙様式第9号

令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（食肉等流通事業者資
金融通円滑化事業）実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知の
あった令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（食肉等流通事業
者資金融通円滑化事業）の実施について、下記のとおり実施したので、地域食肉
等処理・供給体制確保緊急対策事業実施要綱別添3の第7の4の規定に基づき
その実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「食肉等流通事業者資金融通円滑化事業実績書」のとおり（別紙様式5号
に準ずるものとする。）

（事業実績計画に準じて作成し、計画と実績が比較できるように2段書きにし、
上段に計画を（ ）書きし、下段に実績を記入すること。）

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

別紙様式5号に準じて作成すること。

4 事業に係る精算額

(単位:円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求

5 事業完了年月日

6 振込先金融機関名等

(1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店

(2) 預金の種類

(3) 口座番号○○○○

(4) 口座名義○○○○

別紙様式第10号

令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（食肉等流通事業者
資金融通円滑化事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定のあった地域食肉等処
理・供給体制確保緊急対策事業（食肉等流通事業者資金融通円滑化事業）補助金
について、地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業実施要綱別添3の第9の
3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還しま
す。（返還がある場合、記載すること。））

記

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け
農畜機第 号による補助金額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料